

賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条に係る特記仕様書

本委託業務は、賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条を適用する契約である。変更額の算定及び手続は、北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領によるほか、次に定めるところによる。

項目	内容	備考
1 変動の対象となる経費	直接人件費、物品費の別	管理費のうち直接人件費、食材費
2 賃金水準の指標	山形県最低賃金	山形県最低賃金
3 物価水準の指標	山形市消費者物価指数の類又は品目	山形市消費者物価指数（食料）の年平均指数
4 想定率（賃金）	年率。織り込まない場合は 0%	年 6.34%（山形県最低賃金の各年度の改定による引上げ率の平均。令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 回の改定（854 円→900 円→955 円→1,032 円→1,092 円）による。小数点以下第 2 位未満切捨て）
5 想定率（物価）	年率。織り込まない場合は 0%	年 5.92%（山形市食料指数の年平均前年比の平均。令和 5 年から令和 7 年までの各年平均及び令和 8 年 1 月から 6 月までの平均（同年の年平均が未公表のため）による。小数点以下第 2 位未満切捨て）
6 単価部分の取扱い	単価で定めた部分の有無と変更方法	食材費単価（朝食・昼食・夕食・ドック食）は取扱要領第 9 条により変更する
7 消費税率の変更に伴う補正	対象となる税率変更	食品の軽減税率の引下げ（令和 9 年 4 月～令和 11 年 3 月、8%→1%）による影響を取扱要領別表により除く（参考：別表の a は約 0.756。山形市、2025 年基準の中分類ウエイトで、食料 2,686 から外食 527 及び酒類 128 を除いた 2,031 を食料 2,686 で除した値）
8 契約金額内訳書	提出時期	契約締結時（管理費のうち直接人件費を明示）
9 スライド額の配分	総価部分のスライド額の各月への配分方法と端数の扱い	スライド額を総価部分の未履行分契約金額で除した率を、基準日以後の各月の管理費月額に乗じた額を各月に配分する（1 円未満四捨五入）。配分の合計とスライド額との差額は、履行期間の最後の月の管理費月額で調整する
10 年度途中の契約変更	賃金・物価の変動以外の事由による契約金額の変更の取扱い	作業工程の見直し、既製品・加工品・カット野菜の利用等により直接人件費又は人員配置の変更が見込まれる場合は、受託者は事前に当院に報告し、変更後の契約金額内訳書を提出して協議する。変更は実施月から適用し、その後のスライドは変更後の直接人件費により算定する（取扱要領第 10 条）。食材費単価への影響は併せて協議する